

平成十五年法律第四十三号

独立行政法人環境再生保全機構法

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
 第二章 役員及び職員（第六条―第九条）
 第三章 業務等（第十条―第十六条の二）
 第四章 雑則（第十七条―第二十條）
 第五章 罰則（第二十一条・第二十二条）
 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人環境再生保全機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人環境再生保全機構とする。

（機構の目的）

第三条 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発、熱中症対策に関する情報の整理、地域生物多様性増進活動の促進等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（中期目標管理法）

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

（事務所）

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第五条 機構の資本金は、附則第三条第五項及び第四条第七項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政

府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十四条第一項の公害健康被害予防基金又は第十五条第一項の地球環境基金に充てらるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

（秘密保持義務）

第八条の二 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第十条第一項第八号から第十号までに掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第九条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 公害に係る健康被害の補償に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ ばい煙発生施設等設置者（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号。以下この項及び第十一条において「補償法」という。）第五十二条第一項のばい煙発生施設等設置者をいう。）及

び特定施設等設置者（補償法第六十二条第一項の特定施設等設置者をいう。）からの汚染負荷量賦課金（補償法第五十二条第一項の汚染負荷量賦課金をいう。）及び特定賦課金（補償法第六十二条第一項の特定賦課金をいう。）の徴収

ロ 補償法第十三条第二項の規定による支払補償法第四十八条の規定による納付金の納付

二 補償法第六十八条に規定する業務を行うこと。

三 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。

イ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的とししない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。）による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施することその他の政令で定める要件に該当するもの

ロ 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施することその他の政令で定める要件に該当するもの

ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

四 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。）の処理を確実かつ適正に行うことができるものと認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成金の交付を行うこと。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の五第三

項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 認定（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第四条第一項の認定（その更新及び取消しを含む。）及び第二十二條第一項の認定をいう。）

ロ 救済給付（石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。）の支給

ハ 特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収

八 大学、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。）その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること

十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。

十一 気候変動適応法（平成三十三年法律第五十号）第二十条第一項の規定による調査に係る情報の整理、分析及び提供を行うこと。

十二 地域における熱中症対策（気候変動適応法第二条第三項に規定する熱中症対策をいう。）の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行うこと。

十三 地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第 号。第十八条第一項第三号において「地域生物多様性増進法」という。）第二条第三項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。）の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに同法第十四条に規定する事務を行うこと。

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、

項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 認定（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第四条第一項の認定（その更新及び取消しを含む。）及び第二十二條第一項の認定をいう。）

ロ 救済給付（石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。）の支給

ハ 特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収

八 大学、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。）その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること

十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。

十一 気候変動適応法（平成三十三年法律第五十号）第二十条第一項の規定による調査に係る情報の整理、分析及び提供を行うこと。

十二 地域における熱中症対策（気候変動適応法第二条第三項に規定する熱中症対策をいう。）の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行うこと。

十三 地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第 号。第十八条第一項第三号において「地域生物多様性増進法」という。）第二条第三項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。）の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに同法第十四条に規定する事務を行うこと。

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、

項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 認定（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第四条第一項の認定（その更新及び取消しを含む。）及び第二十二條第一項の認定をいう。）

ロ 救済給付（石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。）の支給

ハ 特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収

八 大学、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。）その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること

十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。

十一 気候変動適応法（平成三十三年法律第五十号）第二十条第一項の規定による調査に係る情報の整理、分析及び提供を行うこと。

十二 地域における熱中症対策（気候変動適応法第二条第三項に規定する熱中症対策をいう。）の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行うこと。

十三 地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第 号。第十八条第一項第三号において「地域生物多様性増進法」という。）第二条第三項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。）の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに同法第十四条に規定する事務を行うこと。

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、

項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 認定（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第四条第一項の認定（その更新及び取消しを含む。）及び第二十二條第一項の認定をいう。）

ロ 救済給付（石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。）の支給

ハ 特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収

八 大学、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。）その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること

十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。

十一 気候変動適応法（平成三十三年法律第五十号）第二十条第一項の規定による調査に係る情報の整理、分析及び提供を行うこと。

十二 地域における熱中症対策（気候変動適応法第二条第三項に規定する熱中症対策をいう。）の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行うこと。

十三 地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第 号。第十八条第一項第三号において「地域生物多様性増進法」という。）第二条第三項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。）の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに同法第十四条に規定する事務を行うこと。

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、

項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 認定（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第四条第一項の認定（その更新及び取消しを含む。）及び第二十二條第一項の認定をいう。）

ロ 救済給付（石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。）の支給

ハ 特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収

八 大学、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。）その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること

十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。

十一 気候変動適応法（平成三十三年法律第五十号）第二十条第一項の規定による調査に係る情報の整理、分析及び提供を行うこと。

十二 地域における熱中症対策（気候変動適応法第二条第三項に規定する熱中症対策をいう。）の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行うこと。

十三 地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第 号。第十八条第一項第三号において「地域生物多様性増進法」という。）第二条第三項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。）の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに同法第十四条に規定する事務を行うこと。

情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

(業務の委託)

第十条の二 機構は、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者（次項において「都道府県等」という。）に対し、前条第一項第七号イ（申請に係る部分に限る。）及びロ（請求に係る部分に限る。）に規定する業務の一部を委託することができる。

2 都道府県等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

(株式等の取得及び保有)

第十条の三 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一項第二号（補償法第六十八条第二号に係る部分に限る。）、第三号、第五号又は第十号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下「公害健康被害補償予防業務」という。）

二 第十条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「石綿健康被害救済業務」という。）

三 第十条第一項第八号から第十号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

四 前三号に掲げる業務以外の業務

(積立金の処分)

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち環境大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残金があるときは、その残金の額を国庫に納付しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(公害健康被害予防基金)

第十四条 機構は、第十条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために公害健康被害予防基金を設け、附則第三条第十項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び同条第十一項の規定により大気汚染物質排出施設設置者等（大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気の汚染に関連のある事業活動を行う者をいう。以下同じ。）から提出があつたものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府が示した金額及び公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から提出された金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、公害健康被害予防基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

(地球環境基金)

第十五条 機構は、第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために地球環境基金を設け、附則第四条第十一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び同条第十二項の規定により政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により地球環境基金に充てるべきものとして政府が示した金額及び地球環境基金に充てるとを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 機構は、次の方法による場合を除くほか、地球環境基金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他環境大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

四 財政融資資金への預託

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金)

第十六条 機構は、第十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に要する費用で環境省令で定める範囲内のものに充てるためにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、附則第四条第十三項の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てられた金額並びに第三項の規定により交付を受けた補助金及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

3 政府及び都道府県は、予算の範囲内において、機構に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てる資金を補助することができる。

(石綿健康被害救済基金)

第十六条の二 機構は、第十条第一項第七号ロに掲げる業務に要する費用に充てるために石綿健康被害救済基金を設け、石綿健康被害救済法第三十一条第二項の規定において充てるとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、石綿健康被害救済基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(財務大臣との協議)

第十七条 環境大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十条第一項第五号及び第十六条第一項の環境省令を定めようとするとき。

二 第十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第十五条第二項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣は次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、環境大臣

二 第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣

三 第十条第一項第十三号に掲げる業務（地域生物多様性増進法第十四条に規定する事務に限る。）及びこれに附帯する業務に関する事項については、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣

四 第十条に規定する業務のうち前二号に掲げる業務以外のものに関する事項については、環境大臣

機構に係る通則法における主務省令は、環境省令とする。

(他の法令の準用)

第十九条 不動産登記法（平成十六年法律第二百十三号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十條 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第五章 罰則

第二十一條 第八条の二の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により環境大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 第十四条第二項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して公害健康被害予防基金、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金若しくは石綿健康被害救済基金を運用し、又は第十五条第二項の規定に違反して地球環境基金を運用したとき。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

第三条 公害健康被害補償予防協会の解散等

「協会」というのは、機構の成立の時にあって解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際現に協会が有する権利(附則第十八条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律(以下「旧補償法」という。))第九十八条の二第二項に規定する基金に係る経理に属する資産に限る。)のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にあって国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 協会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

5 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(第一号から第三号までに掲げる金額があるときは当該金額を控除した金額とし、第四号に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とする。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

一 旧補償法第九十八条の二第二項に規定するその他の経理において旧補償法第九十五条第一項の規定により積立金として整理されている金額

二 旧補償法第九十八条の二第二項に規定する基金に係る経理において旧補償法第九十五条第一項の規定により積立金として整理されている金額に相当する金額のうち環境大臣が財務大臣と協議して定める金額

三 旧補償法第九十八条の二第一項の基金(以下「旧公害健康被害予防基金」という。)に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金額

四 第一号に規定する経理において旧補償法第九十五条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額

6 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧補償法第九十八条の二第二項に規定するその他の経理において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、第十二条に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

9 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第五項第二号に掲げる金額を、第十二条に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定に属する積立金として整理するものとする。

10 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、旧公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府から出資された金額(第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧公害健康被害予防基金に充

てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。)に相当する金額は、機構の成立に際し、第十四条第一項の公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府から機構に対し出資されたものとする。

11 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、旧公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金額に相当する金額は、機構の成立に際し、第十四条第一項の公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出されたものとする。

12 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(環境事業団の解散等)

第四条 環境事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時にあって解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構及び日本環境安全事業株式会社(以下「会社」という。)が承継する。

2 事業団の解散の際現に事業団が有する権利のうち、機構及び会社がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、事業団の解散の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。

一 機構 事業団が有する権利及び義務のうち次号に掲げるものの以外のも

二 会社 附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法(附則第二条の規定による改正後の環境事業団法をいう。以下「旧事業団法」という。))第十八条第一項第六号、第九号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る権利及び義務

5 第一項の承継計画書は、事業団が、政令で定める基準に従って作成して環境大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、機構及び会社が従前の例により行うものとする。

7 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額(次項の規定により積立金として整理される金額があるときは当該金額及び第十二項の規定により機構に対し出えんされたものとする)の合計額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定により繰越欠損金として整理される金額があるときは当該金額を加算した金額とする。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

8 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い機構が旧事業団法第二十五条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額(環境大臣が財務大臣に協議して定める金額を除く。以下この条において同じ。)が負債の金額を超えるときは、その差額に相当する額については附則第七条第二項に規定する承継勘定に属する積立金として、旧事業団法第二十五条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する額については附則第七条第二項に規定する承継勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。

9 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、旧事業団法第三十七条第一項の地球環境基金(以下「旧地球環境基金」という。)に充てるべきものとして政府から出資された金額(第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧地球環境基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。)に相当する金額は、機構の成立に際し、第十五条第一項の地球環境基金に充てるべきものとして政府から機構に対し出資されたものとする。

12 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、旧地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額は、機構の成立に際

し、第十五条第一項の地球環境基金に充てることとを条件として政府以外の者から機構に対し出金を求めたものとする。

13 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧事業団法第三十五条第一項のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の総額に相当する金額を、第十六条第一項のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てるとする。

14 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における附則第二十二條の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の六第一項の維持管理積立金の総額に相当する金額を、第十五条第一項第六号の維持管理積立金に充てるとする。

15 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第五条 前条第一項の規定により機構が承継する旧事業団法第二十七條第一項の規定による事業団の長期借入金に係る債務について政府がした旧事業団法第二十八條の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 旧事業団法第二十七條第一項の規定により事業団が発行した環境事業団債券は、附則第八条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。

第六条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、附則第十八條の規定の施行の時に成立する。

2 機構は、通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(承継業務に係る業務の特例)
第七条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 旧事業団法第十八條第一項第二号から第五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務で附則第二十條の規定の施行前に開始されたものを行うこと。

二 次に掲げる規定により設置され、及び譲渡された施設等について賦払の方法によりその

対価の支払が行われるときにおけるその賦払金に係る債権の管理及び回収を行うこと。

イ 公害防止事業団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十三号）による改正前の公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八條第一号から第四号まで

ロ 公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）による改正前の公害防止事業団法第十八條第一項第一号から第四号まで

ハ 環境事業団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十四号）第一条による改正前の環境事業団法第十八條第一項第一号から第五号まで

ニ 環境事業団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十四号）第二条による改正前の環境事業団法第十八條第一項第一号から第四号まで及び第五号

ホ 環境事業団法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十六号）による改正前の環境事業団法第十八條第一項第一号から第五号まで及び第七号

ヘ 旧事業団法第十八條第一項第一号から第五号まで

三 次に掲げる規定により貸付けられた資金に係る債権の管理及び回収を行うこと。

イ 公害防止事業団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十三号）による改正前の公害防止事業団法第十八條第五号ロ 公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）による改正前の公害防止事業団法第十八條第一項第五号ハ 環境事業団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十四号）第一条による改正前の環境事業団法第十八條第一項第六号ニ 環境事業団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十四号）第二条による改正前の環境事業団法第十八條第一項第六号

2 機構は、前項各号に掲げる業務（以下「承継業務」という。）の経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。機構が承継業務を行う間、第十三條第一項、第十八條第一項第四号及び第二十二條第二号中「第十條」とあるのは、「第十條及び附則第七條第一項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

4 機構が第一項第一号に掲げる業務を行う間、当該業務（旧事業団法第十八條第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。）に係る通則法における主務大臣は、前項の規定により読み替えて適用する第十八條第一項第四号の規定にかかわらず、国土交通大臣とする。

5 機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う間、当該業務（旧事業団法第十八條第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係るものに限る。）に要する費用の一部に充てるため、環境大臣の承認を受けた金額を第十二條に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定から承継勘定に繰り入れることができる。

6 機構が第一項第一号に掲げる業務を行う間、通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は役員となることできない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

7 機構は、第一項第一号に掲げる業務に係る事業実施計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定による協議をするに当たっては、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

9 第七條に規定する主務大臣及び主務省令は、次のとおりとする。

一 旧事業団法第十八條第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに関する事項については、国土交通大臣及び国土交通省令

二 第一項第一号に掲げる業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、環境大臣及び環境省令

10 第七項の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第八条 機構は、承継業務に必要な費用に充てるため、環境大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は環境再生保全機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による債券（当該債券に係る債権が附則第十条の規定に基づき信託された金銭債権により担保されているものを除く。）の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債券の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、環境大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。

5 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十五條第一項及び第二項並びに第七百九條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項の規定による長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）について保証することができる。

第十条 機構は、環境大臣の認可を受けて、債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社又は信託業務を営む金融機関（次条において「信託会社等」という。）に信託することができる。

第十一条 機構は、環境大臣の認可を受けて、承継業務に要する資金を調達するため、その金銭

債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができる。

第十二条 機構は、前二条の規定によりその金銭債権を信託するときは、当該信託の受託者から次に掲げる業務の全部を受託しなければならぬ。

- 一 当該金銭債権の回収に関する業務
- 二 当該金銭債権の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分

第十三条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、機構による附則第七条第一項第二号及び第三号に掲げる業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を交付することができる。

第十四条 機構は、毎事業年度、附則第八条第一項の規定による長期借入金及び債券の償還計画を立てて、環境大臣の認可を受けなければならない。

第十五条 環境大臣は、附則第八条第一項若しくは第四項、第十条、第十一条又は前条の認可をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

第十六条 機構は、承継業務を終えたときは、承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 機構は、前項の規定により承継勘定を廃止したときは、その廃止の際承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(石綿健康被害救済法に係る業務の特例)

第十七条 機構は、第十条及び附則第七条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第二百五十五条の規定による改正前の第十条第一項第七号に掲げる業務（同号ハの一般拠出金であつてその徴収事由が同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に生じたものに係るものに限る。）を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第二号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第十七条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」

と、第十八条第一項第四号及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第十七条第一項」とする。

(見直し)

第十八条 第十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務については、平成二十八年三月三十一日までの間に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の状況等を勘案しつつ、廃止を含めて見直しを行うものとする。

(環境事業団法の廃止)

第二十條 環境事業団法は、廃止する。

(環境事業団法の廃止に伴う経過措置)

第二十一条 旧事業団法（第九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十七条 附則第十八条及び第二十條の規定の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十八條 附則第三条から第五条まで、第七條から第十七條まで、第十九條、第二十一條、第二十四條及び前二條に規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(基金の事務費への充当)

第二十九條 機構は、石綿健康被害救済法第三十一条第二項及び第十六條の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境大臣の認可を受けて、石綿健康被害救済基金の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を石綿健康被害救済業務の事務の執行に要する費用に充てることができる。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、平成十九年度以降において、石綿健康被害救済法第三十二条第一項の規定により政府から交付された資金のうち石綿健康被害救済業務の事務の執行に要する費用に充てるためのものに相当する金額の一部を、当該取り崩した額に相当する金額に達するまで、石綿健康被害救済基金に組み入れるものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則（平成一六年六月一八日法律第二二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第二二六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 附則第四十二條の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附則（平成一六年六月一八日法律第二二七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附則（平成一六年六月二三日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八條から第三十六條まで、第三十八條から第七十六條の二まで、第七十九條及び第八十一條の規定 平成十七年四月一日

附則（平成一六年六月二三日法律第三五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七條の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日のいずれか遅い日

附則（平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(処分等の効力)

第二百一十一條 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二百二十二條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(無尽業法等の一部改正に伴う経過措置)

第五十八條 旧郵便貯金は、第七條、第八條、第二十条、第二十二條、第二十四條、第二十八條、第三十九條、第四十三條、第八十八條、第百八條及び第百十一條の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一から十八まで 略

十九 独立行政法人環境再生保全機構法第十五条第二項第二号

（罰則に関する経過措置）

第百十七号 この法律の施行前にした行為、この

附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年二月一〇日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二章第二節第一款、第八十四条及び第八十六条並びに附則第二条、第三条、第五条、第十条及び第十二条から第十四条までの規定 公布の日

附 則（平成一八年六月一四日法律第六号）抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。一から三まで 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第九十九条まで、第一百零一条、第一百零二条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十六条、第一百二十七条、第一百二十八条及び第一百二十九条の規定 平成二十年四月一日

附 則（平成一九年四月二三日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から二まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八十八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条から第一百零五条まで、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十六条、第一百二十七条、第一百二十八条及び第一百二十九条の規定 日本年金機構法の施行の日

（罰則に関する経過措置）

第百四十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九條、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年七月六日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年五月一九日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三一日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二八年四月一三日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年十月一日から施行する。

(国の権利義務の承継等)

第二条 この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「指定日」という。)の前日において、この法律による改正後の独立行政法人環境再生保全機構法第十条第一項第八号に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、指定日において、独立行政法人環境再生保全機構(次項において「機構」という。)が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、指定日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月二四日法律第六三号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

第六条 (政令への委任) 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一二日法律第二三号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第四条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和六年四月一九日法律第一八号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。